農業集落排水施設使用料について

１）使用料について

・使用料は、ご利用の水量（水道メーター）を基準とします。（表1）

・一般家庭で水道以外の水（井戸水など）を使用している場合は、表２の家族人数により認定水量とします。

・水道水と井戸水などを併用される場合は、メーター水量と表２の認定水量を比較し、大きい値を使用量とさせていただきます。

・なお、メーター器につきましては、市からの貸し出しの場合と私設の場合があります。

■　区　　分　　農業集落排水施設使用料（羽広山、照岡）

（表1）＜下水道使用料＞　　1ヶ月当り

基本料金	汚水量	1立方㍍当り使用料（円）
１，７２２円（５㎥まで基本使用量）	０～５㎥まで	０　円
	５㎥を超え１０㎥まで	１８１　円
	１０㎥を超え５０㎥まで	１９５　円
	５０㎥を超え２００㎥まで	１９７　円
	２００㎥を超え５００㎥まで	１９９　円
	５００㎥を超えるもの	２０１　円
公衆浴場汚水	ー	１２５　円

※　算出した金額には、消費税が含まれています。

※　使用料の合計額において、１０円未満は切り捨てとなります。

（表2）＜水道水以外の場合（井戸水など）＞　認定水量　　1ヶ月当り

家族数（人）	1	2	3	4	5	6	7人以上
使用料（m^3）	10	16	22	26	30	34	プラス4

２）使用料の算定について

・基本使用料に汚水量料金を加えたのもが使用料となります。

・例　　30㎥/月の場合

1,722円+181円×5㎥+195円×10㎥+195円×10㎥＝6,527円

6,520円

３）使用料の徴収について

◎下水道の使用料は、水道使用料と同じく2ヶ月分をまとめてご請求しています。